

税務署からの連絡事項（追加資料）

（１）プレプリント納付書の事前送付者見直しについて（管理運営部門）

プレプリント納付書の事前送付が取りやめとなった対象者について、別紙 1 「プレプリント納付書送付見直し対象者一覧」のとおりとなりますので、ご承知おきください。

（２）法人税予定申告に係るダイレクト納付について（管理運営部門）

前事業年度の法人税の確定申告書を e-Tax により提出した法人には、法人税予定申告書及び納付書が送付されませんが、別紙 2 「法人税及び地方法人税予定申告書の送付等に関するお知らせ」のとおり、e-Tax メッセージボックスに「法人税の予定申告のお知らせ」が格納されます。e-Tax メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から法人税予定申告書を作成し、送信することでダイレクト納付を利用することができます。

なお、予定申告書を送信しない場合でも、納付情報登録を作成・送信することで、ダイレクト納付が利用可能となりますが、2 か月を超える納付日は指定できませんのでご注意ください。

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

① 法人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり			ダイレクト納付 届出なし				
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年実績）			義務化 法人	左記以外（前年実績）			義務化 法人	左記以外（前年実績）		
				納付書を使 用しない納 付方法 ^(※1)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※1)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※1)	金融機関・税務署 窓口での納付	
電子申告	書面申告	電子申告	書面申告		電子申告	書面申告								
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

※1 納付書を使用しない方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード^(※2)）

※2 QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

② 個人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし
所得税	×	×	×	○	× ^(※1)	○
消費税	×	×	×	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分				予定申告分・中間申告分				
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者						
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		
				納付書を使用しない納付方法 (※2)	金融機関・税務署 窓口での納付		納付書を使用しない納付方法 (※2)	金融機関・税務署窓口での納付	
						電子通知希望あり	電子通知希望なし		
所得税	×	×	×	×	○	× ^(※1)	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○ ^(※3)	

※1 令和5年3月以降送付対象外

※2 納付書を使用しない方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード^(※4)）

※3 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

※4 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

法人税及び地方法人税予定申告書の送付等に関するお知らせ

1 前事業年度にe-Taxで申告書等を提出された法人の皆様（2の法人を除く）

- ◎ 国税庁では、前事業年度の法人税及び地方法人税の確定申告書をe-Taxにより提出された法人の皆様には、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、法人税予定申告書用紙を送付しないこととしております。
 - ◎ 法人税予定申告書用紙を送付しない法人の皆様には、「法人税の予定申告のお知らせ」をe-Taxのメッセージボックス（以下「メッセージボックス」といいます。）に格納します。
 - ◎ e-Taxソフトをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から「法人名」、「納付すべき税額」等の欄が初期表示された予定申告書の作成画面に移り、そのまま作成・送信できますので、是非ご利用ください。
- ※ メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から予定申告書を作成する方法につきましては、裏面をご覧ください。

書面の「申告書等用紙」が必要な方は、こちらから出力してご利用ください。



（参考）

- ◎ 消費税中間申告書用紙は、当分の間、メッセージボックスに「消費税の中間申告のお知らせ」を格納している法人の皆様（e-Tax義務化対象の大法人を除きます。）にも引き続き送付しておりますが、消費税中間申告についても、e-Taxソフトをご利用の場合には、「消費税の中間申告のお知らせ」から中間申告書の作成画面に移り、作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

2 e-Tax義務化対象法人^{（注）}の皆様

- ◎ e-Tax義務化対象法人については、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てをe-Taxにより提出しなければならないことから、法人税予定申告書用紙を送付しないこととしております。
 - ◎ e-Taxの開始届出書を提出されている（利用者識別番号がある）法人の皆様には、「法人税の予定申告のお知らせ」をメッセージボックスに格納します。
 - ◎ e-Taxソフトをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から「法人名」、「納付すべき税額」等の欄が初期表示された予定申告書の作成画面に移り、そのまま作成・送信できますので、是非ご利用ください。
- ※ メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から予定申告書を作成する方法につきましては、裏面をご覧ください。

（注）「e-Tax義務化対象法人」とは、以下の法人のことを言います。

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 通算法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」に掲げる法人（通算法人はその事業年度開始の時点における資本金又は出資金の額が1億円を超える法人に限ります。） ② 国・地方公共団体



e-Tax のメッセージボックスのお知らせ内容から法人税予定申告書・消費税中間申告書が作成できます！



前事業年度（課税期間）の法人税（消費税）の確定申告書をe-Taxにより提出された法人の皆様に対して、e-Taxのメッセージボックス（以下「メッセージボックス」といいます。）に「予定（中間）申告のお知らせ」を格納しています。

e-Taxソフトをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から「予定（中間）申告書」を作成することが可能です。

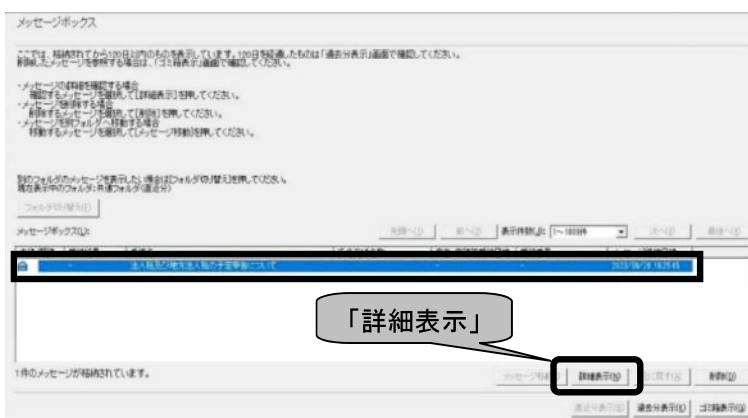
メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から、「予定（中間）申告書」を作成する方法は次のとおりです。

<法人税予定申告書の作成例>

1 メッセージボックスの確認

予定申告の申告期限月の月上旬（例：9月決算法人⇒5月上旬）にメッセージボックスに「法人税及び地方法人税の予定申告について」を格納します。

メッセージボックス内の「法人税及び地方法人税の予定申告について」をクリックし、「詳細表示」をクリックしてください。



2 「申告等作成」をクリック

① 「メッセージ詳細」画面が表示された後、メッセージ下部の「申告等作成」をクリックします。

② 「申告等名称入力」及び「申告・申請等基本情報」を入力すると、予定申告書作成画面に移ります。

（参考）

「申告等作成」の左にある「お知らせ」をクリックすると、納付すべき法人税額等を確認することができます。



3 予定申告書の作成・送信

予定申告書の作成画面で、納税地、法人名及び納付すべき法人税額等の初期表示された内容を確認し、「作成完了」をクリックしてください。

作成した予定申告書データは、電子証明書を添付して送信してください。



詳しい情報は e-Tax ホームページ
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)
をご覧ください。

